

令和4年度 法人税関係法令の改正の概要



国 税 庁

法人番号 7000012050002

電子帳簿等保存制度を利用することで、
次のような方法で経理のデジタル化が可能です

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら →

国税庁 電子帳簿保存法

検索



略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）
改正法令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第137号）
改正法規	法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第14号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第23号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
通法	改正法による改正後の国税通則法
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
令2改正前法等	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第3条の規定による改正前の法人税法、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第1条の規定による改正前の法人税法施行令及び法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第1条の規定による改正前の法人税法施行規則
令2改正前措法等	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令及び法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則
みどりの食料システム法	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
農林水産物・食品輸出促進法改正法	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）
農林水産物・食品輸出促進法	農林水産物・食品輸出促進法改正法による改正後の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律
奄美群島振興法	奄美群島振興開発特別措置法
辺地特別措置法	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
小笠原諸島振興法	小笠原諸島振興開発特別措置法
特定農山村法	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
沖縄振興法	沖縄振興特別措置法
過疎地域支援法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
基盤強化法等改正法	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
農地中間管理事業推進法	基盤強化法等改正法による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律
林業経営基盤強化等法	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

(注) このパンフレットは、令和4年5月9日現在の法令に基づいて作成しています。

なお、このパンフレット中の農林水産物・食品輸出促進法、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業推進法に関する部分については、国会に提出された法律案に基づいて作成しています。

目 次

I 減価償却又は税額の計算に関する改正	1
1 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し	1
2 租税特別措置の特定税額控除規定の不適用措置の見直し	4
3 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の創設	6
4 輸出事業用資産の割増償却制度の創設	8
5 その他の改正	10
II 引当金・準備金制度に関する改正	15
III 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	17
IV 国際課税に関する改正	19
V その他の改正	22

[このパンフレットの構成について]

- 1 このパンフレットでは、令和4年度税制改正のうち法人税関係法令の概要（令2改正前法等及び令2改正前措法等に係る改正項目を除きます。）について、令和4年3月31日に公布された改正法の内容を中心に説明しています。
- 2 このうち改正項目を、「I 減価償却又は税額の計算に関する改正」から「V その他の改正」までに区分した上で、法人税法及び租税特別措置法などの改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。
- 3 それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、**〔適用時期〕**において、措置の適用関係について説明しています。
- 4 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

I 減価償却又は税額の計算に関する改正

1 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し

〔改正の内容〕

(1) 人材確保等促進税制の賃上げ促進税制への改組

青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（注1）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》を満たすとき（注2）は、控除対象雇用者給与等支給増加額（注3）の15%（次の《上乘せ要件》①・②を満たす場合には、それぞれ次の割合を加算した割合）相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（措法42の12の5①）。

《要件》

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

《上乘せ要件》

①（要件を満たす場合には、10%を加算）

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$$

②（要件を満たす場合には、5%を加算）

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

○（上記①及び②の要件をいずれも満たす場合には、15%を加算）

（注1） 設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注2） その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、下記③の要件を満たす必要があります。

（注3） その事業年度において措法第42条の12（（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合には、所定の方法により計算したその控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額とされています（措法42の12の5①、措令27の12の5③）。

(2) 中小企業者等（注）における賃上げ促進税制の見直し

税額控除割合の《上乘せ要件》について、次のとおり見直しが行われた上、その適用期限が1年延長されました（措法42の12の5②）。

《上乘せ要件》

①（要件を満たす場合には、15%を加算）

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

②（要件を満たす場合には、10%を加算）

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

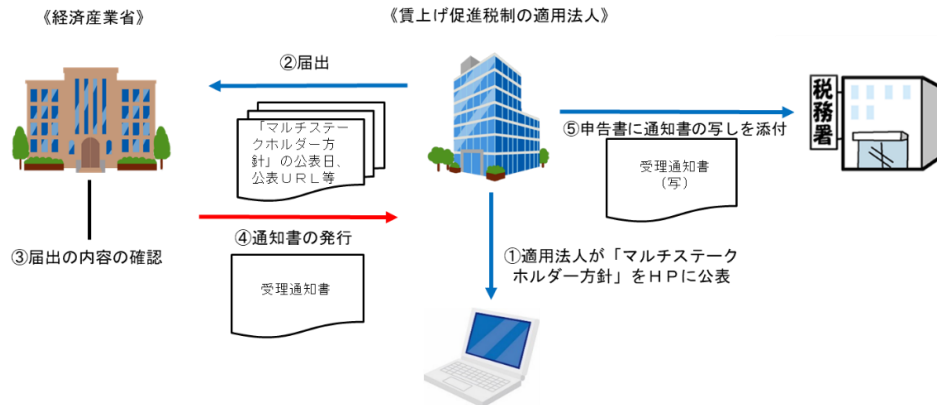
○（上記①及び②の要件をいずれも満たす場合には、25%を加算）

（注） 中小企業者等とは、措法第42条の4第19項第7号（（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者）に該当するものを除きます。）又は同項第9号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人をいいます（措法42の12の5②）。

(3) 適用要件の見直し

上記(1)の適用に当たって、その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金の額が 10 億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には、その法人は給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する一定の事項（以下「マルチステークホルダー方針」といいます。）をインターネットを利用する方法により公表し、確定申告書等に、経済産業大臣のその法人がマルチステークホルダー方針を公表していることについて届出があった旨を証する書類の写しを添付した場合に限りその適用を受けることができることとされました（措法 42 の 12 の 5 ①、措令 27 の 12 の 5 ①②）。

《イメージ図》



(4) その他

教育訓練費の額に係る上乗せ要件を満たすものとして本制度の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前：確定申告書等への添付）をしなければならないこととされました（措令 27 の 12 の 5 ⑩、旧措令 27 の 12 の 5 ⑬）。

《用語の意義》

上記(1)から(4)までにおける用語の意義については、以下のとおりです。

用語	意義
国内雇用者	法人の使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者等の一定の者を除きます。）のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に記載された者をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③二、措令 27 の 12 の 5 ⑤⑥）。
継続雇用者給与等支給額	雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者（本制度の適用を受けようとする法人の各事業年度（以下「適用年度」といいます。）及び適用年度開始の日の前日を含む事業年度（以下「前事業年度」といいます。）の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者（※1）のうち一定の者をいいます。以下同じです。）に対するその適用年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額（※2）を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③四、措令 27 の 12 の 5 ⑧）。 （※1） この国内雇用者は、一般被保険者に該当する者に限ることとされ、その法人の就業規則において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、①雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類又は②貸金台帳のいずれかにその継続雇用制度に基づき雇用されている旨の記載がある場合のその者を除くこととされています（措法 42 の 12 の 5 ③四、措令 27 の 12 の 5 ⑦、措規 20 の 10①）。 （※2） 雇用安定助成金額とは、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③四、六イ）。以下同じです。
継続雇用者比較給与等支給額	継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③五、措令 27 の 12 の 5 ⑨）。
控除対象雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その金額が次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（以下「調整雇用者給与等支給増加額」といいます。）を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③六）。 イ 雇用者給与等支給額（その雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その金額を控除した金額） ロ 比較雇用者給与等支給額（その比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その金額を控除した金額）

教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する一定の費用をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③七、措令 27 の 12 の 5 ⑩）。
比較教育訓練費の額	法人の適用年度開始の前年 1 年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③八）。
雇用者給与等支給額	法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③九）。
比較雇用者給与等支給額	法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③十、措令 27 の 12 の 5 ⑪）。

＜イメージ図＞

上記(1)及び(2)の見直し後の本制度の適用要件及び税額控除限度額は次のとおりとなります。

賃上げ促進税制	適用要件	$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$ <p>（資本金の額又は出資金の額が 1 0 億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数 が 1, 0 0 0 人以上である場合には、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要）</p> <p>《上乗せ要件》</p> <p>① $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$</p> <p>② $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$</p>
	税額控除限度額	<p>税額控除限度額（調整前法人税額の 2 0 % を上限）</p> <p>= 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 1 5 % ※</p> <p>※ 《上乗せ要件》①のみを満たす場合は 2 5 %、②のみを満たす場合は 2 0 %、①及び②のいずれも満たす場合には 3 0 %</p>
中小企業者等における賃上げ促進税制	適用要件	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1. 5\%$ <p>《上乗せ要件》</p> <p>① $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2. 5\%$</p> <p>② $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$</p>
	税額控除限度額	<p>税額控除限度額（調整前法人税額の 2 0 % を上限）</p> <p>= 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 1 5 % ※</p> <p>※ 《上乗せ要件》①のみを満たす場合は 3 0 %、②のみを満たす場合は 2 5 %、①及び②のいずれも満たす場合には 4 0 %</p>

❖ 上記(3)のマルチステークホルダー方針の公表及び届出に係る手続に関する内容については、経済産業省ホームページの次の URL（令和 4 年 5 月 9 日現在）もご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

〔適用時期〕

令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 39）。

2 租税特別措置の特定税額控除規定の不適用措置の見直し

〔改正の内容〕

法人税の額から控除される特別控除額の特例における特定税額控除規定(注1)を不適用とする措置の「継続雇用者給与等支給額に係る要件」について、下記の①及び②のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1%（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%）以上であること（改正前：継続雇用者に対する給与等の支給額が継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額を超えること）とされました（措法42の13⑤、措令27の13③⑥）。

- ① 事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合
- ② (a)その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合(注2)又は(b)その事業年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度である場合

上記の見直し後の「継続雇用者給与等支給額に係る要件」は次のとおりとなります。

《継続雇用者給与等支給額に係る要件》

- (1) 上記①及び②のいずれにも該当する法人

A：継続雇用者給与等支給額

B：継続雇用者比較給与等支給額

$$\frac{\mathbf{A} - \mathbf{B}}{\mathbf{B}} \geq 1\% (0.5\% (\text{※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度}))$$

- (2) (1)以外の法人

$$\mathbf{A} > \mathbf{B}$$

(※) 上記の「継続雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」の各用語の意義は、2ページ I 1〔改正の内容〕の《用語の意義》とそれぞれ同じです。

(注1) 特定税額控除規定とは、次に掲げる規定をいいます。

イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4①⑦）

ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等⁷⁷を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の11の2②）

ハ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の6②）

ニ 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の7④～⑥）

(注2) 前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合とは、前事業年度（平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度で不適用措置の対象となる法人が特定税額控除規定の適用を受けようとする事業年度（以下「対象年度」といいます。）開始の前1年以内に終了した各事業年度をいいます。）の基準所得等金額（各事業年度の所得の金額を欠損金額の繰越控除（法57、法59）前の金額とする等の調整後の金額をいいます。）の合計額が零を超える場合をいいます（措令27の13③⑥二、⑬一）。

(注3) 通算法人が（注1）イの規定の適用を受けようとする場合の不適用措置（継続雇用者給与等支給額に係る要件）の適用可否の判定について、次のとおり見直しが行われました（措法42の13⑦三～五）。

イ 上記①の判定は、その通算法人又は他の通算法人のいずれかが、その事業年度終了の時ににおいて、資本金の額又は出資金の額が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上に該当するかどうかにより判定することとされました。

ロ 上記②の判定は、その通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当しない場合であってその対象年度の前事業年度及びその対象年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度の前事業年度の所得の金額の合計額が零を超える場合又はその通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当する場合かどうかにより判定することとされました。

ハ 上記(1)及び(2)の継続雇用者給与等支給額の増加割合の計算における継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額は、その通算法人及び他の通算法人のその合計額によることとされました。

《イメージ図①》

租税特別措置の特定税額控除規定の不適用措置について、改正前及び「継続雇用者給与等支給額に係る要件」に係る上記の見直し後の要件は次のとおりとなります。

要件(改正前)

(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等) ※ 当期所得金額≦前期所得金額の場合等を除く。

- ① 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額
- ② 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%

要件(改正後)

- (1) 資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上及び
- (2) 設立・合併等事業年度以外の事業年度で前期黒字又は設立・合併等事業年度

左記以外

- ※ 当期所得金額≦前期所得金額の場合等を除く。 R4.4.1~R5.3.31開始事業年度は0.5%
- ① $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1\%$
 - ② 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%

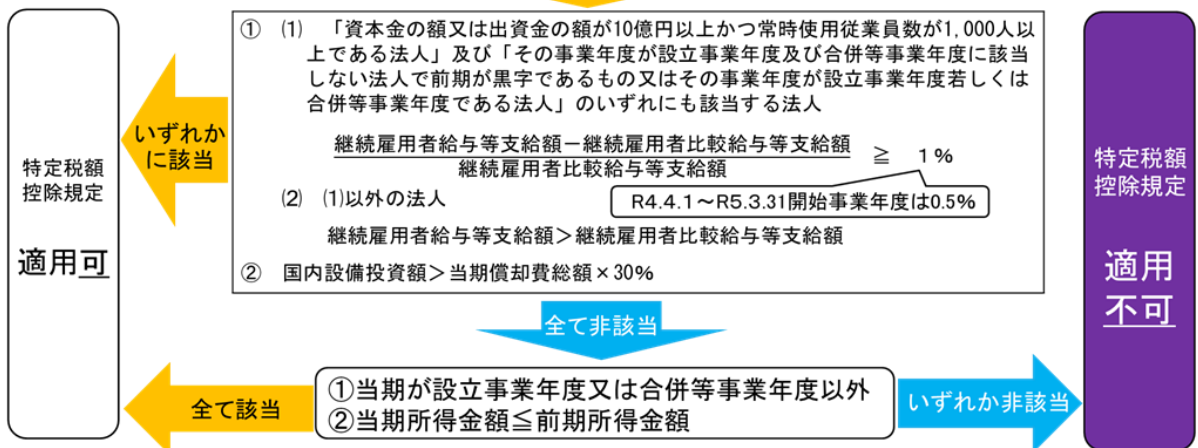
「左記以外」の要件は【改正前に同じ】

《イメージ図②》

上記の見直し後の特定税額控除規定の不適用措置の判定フローは次のとおりとなります。

- ✓ 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者を除きます。）又は農業協同組合等以外の法人であること。
- ✓ 平30.4.1~令6.3.31の間に開始する各事業年度で不適用措置の対象となる法人が特定税額控除規定の適用を受けようとする事業年度であること。
- ✓ 次の税額控除の規定の適用を受けようとすること。
 - ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4①⑦）
 - ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の11の2②）
 - ③ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の6②）
 - ④ 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の7④~⑥）

該当



〔適用時期〕

令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則39）。

3 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

今般、みどりの食料システム法が制定され、その目的は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することとされています。

措法では、みどりの食料システム法の制定に関し、以下の措置が講じられています。

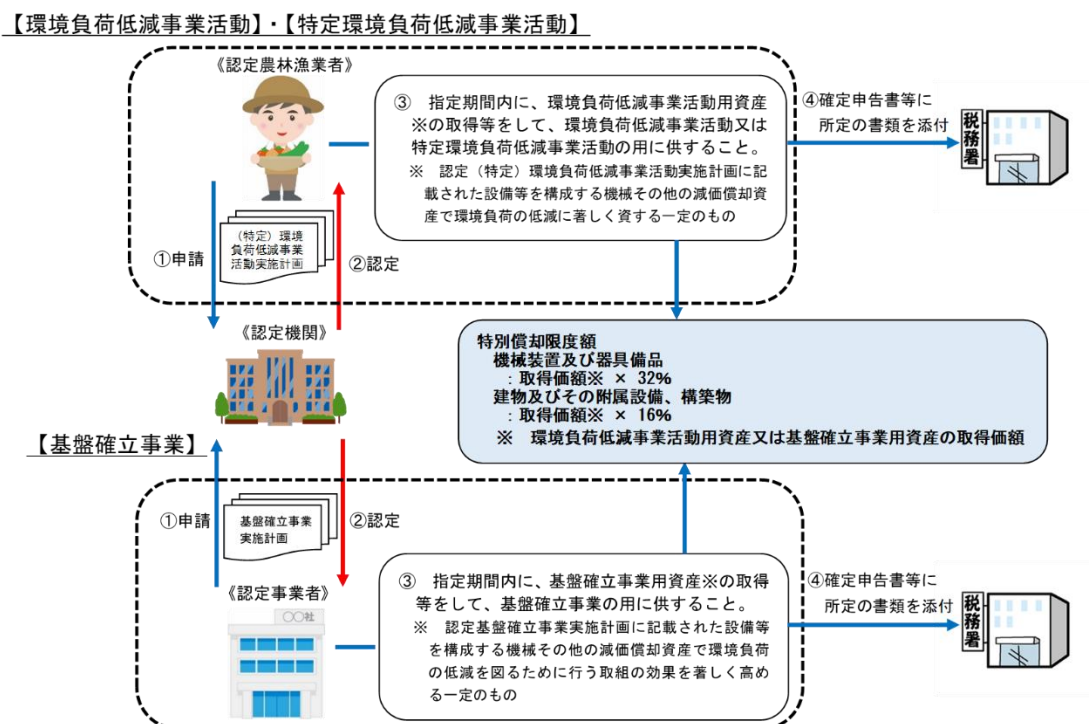
① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合の特別償却

青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者であるものが、みどりの食料システム法の施行の日から令和6年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、環境負荷低減事業活動用資産の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）又は製作若しくは建設をし、これを環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合には、その供用年度において環境負荷低減事業活動用資産の取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）相当額の特別償却の適用ができる制度が創設されました（措法44の4①）。

② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合の特別償却

青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けたものが、指定期間内に、基盤確立事業用資産の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）又は製作若しくは建設をし、これを基盤確立事業の用に供した場合には、その供用年度において基盤確立事業用資産の取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）相当額の特別償却の適用ができる制度が創設されました（措法44の4②）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者（その農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等を含みます。）である法人です（措法 44 の 4 ①）。

（注） 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画とは、みどりの食料システム法第 19 条第 1 項又は第 21 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画をいいます。以下同じです。

② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けた法人です（措法 44 の 4 ②）。

（注） 基盤確立事業実施計画とは、みどりの食料システム法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画をいいます。以下同じです。

(2) 適用対象資産

① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合

本制度の適用対象資産である環境負荷低減事業活動用資産とは、認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち、環境負荷の低減に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するもので、一の設備等を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円以上のものをいいます（措法 44 の 4 ①、措令 28 の 7 ①②）。

② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合

本制度の適用対象資産である基盤確立事業用資産とは、認定を受けた基盤確立事業実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち、環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものをいいます（措法 44 の 4 ②、措令 28 の 7 ③）。

(3) 供用年度

① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合

本制度の適用がある供用年度とは、環境負荷低減事業活動用資産を環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した日を含む事業年度をいいます（措法 44 の 4 ①）。

（注） 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動とは、みどりの食料システム法第 2 条第 4 項又は第 15 条第 2 項第 3 号に規定する環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動をいいます。

② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合

本制度の適用がある供用年度とは、基盤確立事業用資産を基盤確立事業の用に供した日を含む事業年度をいいます（措法 44 の 4 ②）。

（注） 基盤確立事業とは、みどりの食料システム法第 2 条第 5 項に規定する基盤確立事業（同項第 3 号に掲げるものに限ります。）をいいます。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 44 の 4 ①②）。

(算式)

- ① 環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合
 - イ 機械装置及び器具備品
特別償却限度額 = 環境負荷低減事業活動用資産の取得価額 × 32%
 - ロ 建物及びその附属設備並びに構築物
特別償却限度額 = 環境負荷低減事業活動用資産の取得価額 × 16%
- ② 基盤確立事業用資産の取得等をした場合
 - イ 機械装置及び器具備品
特別償却限度額 = 基盤確立事業用資産の取得価額 × 32%
 - ロ 建物及びその附属設備並びに構築物
特別償却限度額 = 基盤確立事業用資産の取得価額 × 16%

(5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に、環境負荷低減事業活動用資産又は基盤確立事業用資産の償却限度額の計算に関する明細書（別表十六（一）又は別表十六（二）及び特別償却の付表）の添付がある場合に限り適用されます（措法44の4③）。

〔適用時期〕

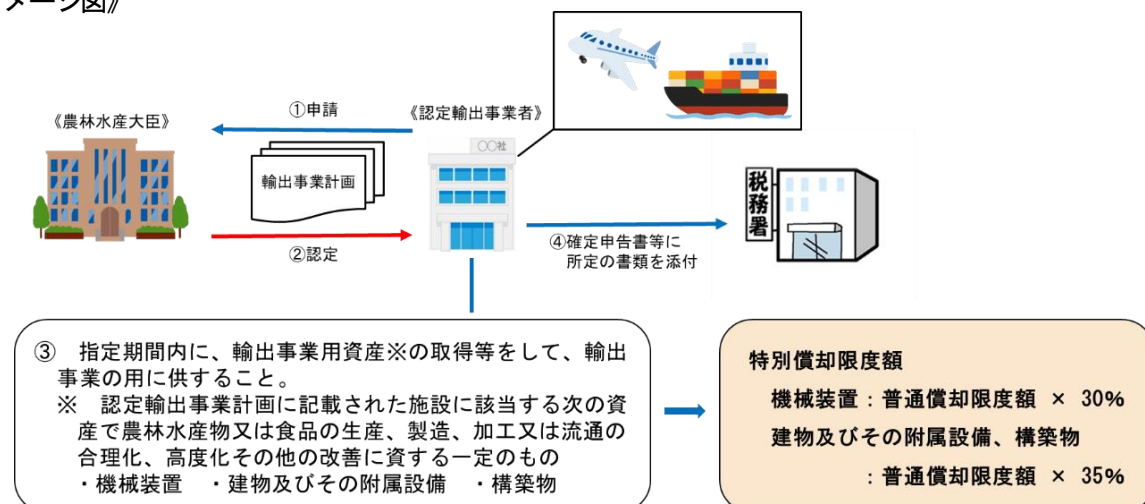
みどりの食料システム法の施行の日から施行されます（改正法附則1九イ、改正措令附則1四イ）。なお、みどりの食料システム法は公布の日（令和4年5月2日）以後6月以内の政令で定める日から施行されます（みどりの食料システム法附則1）。また、施行期日を定める政令は令和4年5月9日現在において公布されていません。

4 輸出事業用資産の割増償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で認定輸出事業者であるものが、農林水産物・食品輸出促進法改正法の施行の日から令和6年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、輸出事業用資産の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）又は製作若しくは建設をし、これを輸出事業の用に供した場合は、その供用期間内の日を含む各事業年度（輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に限ります。）において、その輸出事業用資産をその用に供している期間に限り、普通償却限度額の30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）相当額の割増償却ができる制度が創設されました（措法46の2①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で認定輸出事業者である法人です（措法 46 の 2 ①）。

（注） 認定輸出事業者とは、農林水産物・食品輸出促進法第 37 条第 1 項に規定する輸出事業計画の認定を受けた者をいいます。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である輸出事業用資産とは、認定輸出事業計画（農林水産物・食品輸出促進法第 38 条第 2 項に規定する認定輸出事業計画をいいます。以下同じです。）に記載された施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものをいいます（措法 46 の 2 ①、措令 29 の 4 ①）。

(3) 供用期間

本制度における供用期間とは、輸出事業用資産を農林水産物・食品輸出促進法第 37 条第 1 項に規定する輸出事業の用に供した日（以下「供用日」といいます。）以後 5 年以内（その認定輸出事業計画について農林水産物・食品輸出促進法第 38 条第 2 項の規定による認定の取消しがあった場合には、供用日からその認定の取消しがあった日までの期間となります。）をいいます（措法 46 の 2 ①）。

なお、本制度は、供用期間でその輸出事業用資産をその用に供している期間に限り、適用されます（措法 46 の 2 ①）。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 46 の 2 ①）。

（算 式）

① 機械装置

$$\text{特別償却限度額} = \text{普通償却限度額} \times 30\%$$

② 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{普通償却限度額} \times 35\%$$

(5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に、輸出事業用資産の償却限度額の計算に関する明細書（別表十六（一）又は別表十六（二）及び特別償却の付表）の添付がある場合に限り適用されます（措法 46 の 2 ③）。

❖ 本制度における農林水産物・食品輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定手続などに関する内容については、農林水産省ホームページの次の URL（令和 4 年 5 月以降掲載予定）もご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html

〔適用時期〕

農林水産物・食品輸出促進法改正法の施行の日から施行されます（改正法附則 1 十イ、改正措令附則 1 五イ）。

なお、農林水産物・食品輸出促進法改正法は令和 4 年 5 月 9 日現在において公布されていません。

5 その他の改正

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等												
(1) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人税額 の特別控除(措法42の9 ①、措令27の9③、改正 法附則40①～③、改正措 令附則13①②)	○ 次表の各措置について、対象法人が沖縄振興法の規定により 沖縄県知事の認定を受けた法人で、主務大臣の確認を受けたもの (経済金融活性化特別地区に係る措置については、沖縄県知 事の認定を受けた法人)に該当する法人とされるとともに、対 象資産が各区域の振興に資する次のものとされました。 <table border="1" data-bbox="491 450 1166 1032"> <thead> <tr> <th>措 置</th> <th>対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光地形成促進地域に係 る措置</td> <td>認定観光地形成促進措置実施 計画に記載された減価償却資 産</td> </tr> <tr> <td>情報通信産業振興地域に 係る措置</td> <td>認定情報通信産業振興措置実 施計画に記載された減価償却 資産</td> </tr> <tr> <td>産業イノベーション促進 地域に係る措置(改正前: 産業高度化・事業革新促 進地域に係る措置)</td> <td>認定産業高度化・事業革新措 置実施計画に記載された減価償 却資産</td> </tr> <tr> <td>国際物流拠点産業集積地 域に係る措置</td> <td>認定国際物流拠点産業集積措 置実施計画に記載された減価償 却資産</td> </tr> <tr> <td>経済金融活性化特別地区 に係る措置</td> <td>認定経済金融活性化措置実施 計画に記載された減価償却資 産</td> </tr> </tbody> </table>	措 置	対象資産	観光地形成促進地域に係 る措置	認定観光地形成促進措置実施 計画に記載された減価償却資 産	情報通信産業振興地域に 係る措置	認定情報通信産業振興措置実 施計画に記載された減価償却 資産	産業イノベーション促進 地域に係る措置(改正前: 産業高度化・事業革新促 進地域に係る措置)	認定産業高度化・事業革新措 置実施計画に記載された減価償 却資産	国際物流拠点産業集積地 域に係る措置	認定国際物流拠点産業集積措 置実施計画に記載された減価償 却資産	経済金融活性化特別地区 に係る措置	認定経済金融活性化措置実施 計画に記載された減価償却資 産	令4.4.1以後に取得 等をする工業用機械等 について適用され、同 日前に取得等をした工 業用機械等について は、従来どおり適用さ れます。 ただし、旧措法に定め られている各地域の区 域においては、令4. 4.1から令4.9.30 までの一定の期間にお いて、本制度を適用で きるよう所要の経過措 置が講じられていま す。
措 置	対象資産													
観光地形成促進地域に係 る措置	認定観光地形成促進措置実施 計画に記載された減価償却資 産													
情報通信産業振興地域に 係る措置	認定情報通信産業振興措置実 施計画に記載された減価償却 資産													
産業イノベーション促進 地域に係る措置(改正前: 産業高度化・事業革新促 進地域に係る措置)	認定産業高度化・事業革新措 置実施計画に記載された減価償 却資産													
国際物流拠点産業集積地 域に係る措置	認定国際物流拠点産業集積措 置実施計画に記載された減価償 却資産													
経済金融活性化特別地区 に係る措置	認定経済金融活性化措置実施 計画に記載された減価償却資 産													
(措規20の4②一・三・ 四、旧措規20の4②一～ 三、改正措規附則6)	○ 観光地形成促進地域に係る措置の対象となる特定民間観光 関連施設について、次の見直しが行われました。 イ 結婚式場、テーマパーク及びスパ施設を追加する。 ロ 庭球場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、マリナー、 ダイビング施設、博物館、美術館及び海洋療法施設を除外す る。	令4.4.1以後に取得 等をする工業用機械等 について適用され、同 日前に取得等をした工 業用機械等について は、従来どおり適用さ れます。												
(旧措法42の9①表二、 旧措令27の9④、改正法 附則40①)	○ 情報通信産業振興地域に係る措置について、対象事業から情 報記録物製造業、映画・ビデオ制作業、放送業及び情報通信技 術利用事業が除外されました。	同上												
(措法42の9①表三、旧 措令27の9⑥、改正法附 則40①)	○ 産業イノベーション促進地域に係る措置について、次のと おり改正が行われました。 イ 対象事業から計量証明業が除外されました。	同上												
(措法42の9①表三、措 令27の9⑦⑧、措規20の 4⑤⑥、改正法附則40 ①)	ロ 対象事業にガス供給業が追加され、その対象資産の範囲 が、機械装置(ガス供給業の用に供される液化ガス貯蔵設備 に限ります。)及び構築物(液化したガスを貯蔵し、又は利 用するための一定のものでガス供給業の用に供されるもの に限ります。)とされました。	令4.4.1以後に取得 等をする工業用機械等 について適用されま す。												
(措法42の9①表三、措 令27の9⑧、措規20の4 ⑥、改正法附則40①)	ハ 製造業の対象資産に構築物(液化したガスを貯蔵し、又は 利用するための一定のもので製造業の用に供されるものに 限ります。)が追加されました。	同上												
(措令27の9②三、改正 措令附則13③)	○ 経済金融活性化特別地区に係る措置の対象設備の規模要件 について、一の生産等設備を構成する減価償却資産は、その取 得価額の合計額が500万円超(改正前:1,000万円超)に、機械 装置及び器具備品で、一の生産等設備を構成するものは、その	令4.4.1以後に取得 等をする工業用機械等 について適用され、同 日前に取得等をした工												

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法42の9②、改正法附則40④)</p> <p>(措法42の9①、措令27の9①)</p>	<p>取得価額の合計額が50万円超（改正前：100万円超）に、それぞれ引き下げられました。</p> <p>○ 税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置の適用要件に、各事業年度終了の日において、各措置の適用対象となる法人（認定事業者）であることが加えられました。</p> <p>○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に終了する事業年度（措法第42条の9第1項の表の各号の第1欄に掲げる事業者該当することとなった日以後に終了する事業年度（以下「適用年度」といいます。）に限ります。）分の法人税について適用され、令4.4.1前に終了した事業年度（同日以後に終了する事業年度（適用年度を除きます。）を含みます。）分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10①）</p>	<p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11①）</p>	<p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(4) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3①②、改正法附則41）</p> <p>(措令27の11の3、改正措令附則14)</p>	<p>○ 特定建物等の取得等をして事業の用に供するまでの期間について、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年（改正前：2年）を経過する日までの間とされました。</p> <p>○ 中小企業者（措法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者）に該当するものを除きます。）以外の法人の取得価額要件が2,500万円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げられました。</p>	<p>令2.3.31以後に認定を受けた法人が令4.4.1以後に取得等をする特定建物等について適用され、令2.3.31以後に旧措法に規定する認定を受けた法人が令4.4.1前に取得等をした特定建物等及び令2.3.31前に認定を受けた法人が取得等をした特定建物等については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に取得等をする特定建物等について適用され、同日前に取得等をした特定建物等については、従</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等																		
(措法42の11の3①)	○ 認定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	来どおり適用されます。 —																		
<p>(5) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(旧措法42の12①一イ、旧措令27の12①、旧措規20の7①、改正法附則39)</p> <p>(措法42の12①二ロ、⑥十一・十四、措令27の12⑦⑩、措規20の7①②、改正法附則39)</p> <p>(措法42の12⑥八・九、措令27の12④⑤、措規20の7①②、改正法附則39)</p> <p>(措法42の12⑤二、改正法附則39)</p> <p>(措法42の12①)</p>	<p>○ 特定新規雇用者等数(地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数)が2人以上であることとの要件が廃止されました。</p> <p>○ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額の計算上20万円(移転型事業にあつては、40万円)に乗ずる数が、地方事業所基準雇用者数(基準雇用者数が上限とされます。)から新規雇用者総数を控除した数のうち特定非新規雇用者数に達するまでの数(改正前:地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数)とされました。</p> <p>○ 対象雇用者数のうち特定新規雇用者数に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日以後に適用対象特定業務施設以外の事業所において新たに雇用された特定雇用者でその雇用された事業年度終了の日においてその適用対象特定業務施設に勤務する者の数が追加されました。</p> <p>○ 通算法人の特定非新規雇用者に係る税額控除額の計算について、所要の整備が行われました。</p> <p>○ 認定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>—</p>																		
<p>(6) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措規20の10の2、改正措規附則7)</p> <p>(措法42の12の6②、改正法附則42、離島振興法2①、奄美群島振興法1、豪雪地帯対策特別措置法2①、辺地特別措置法2①、山村振興法7①、小笠原諸島振興法4①、半島振興法2①、特定農山村法2①、沖縄振興法3一、過疎地域支援法2①)</p>	<p>○ 対象となる無線設備の要件について所要の見直しが行われました。</p> <p>○ 税額控除割合について、次のとおり改正が行われました。</p> <table border="1" data-bbox="459 1630 1168 2011"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>令4.4.1から令5.3.31までの間に事業供用</th> <th>令5.4.1から令6.3.31までの間に事業供用</th> <th>令6.4.1から令7.3.31までの間に事業供用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定基地局用認定設備</td> <td>15%</td> <td>15% (条件不利地域以外供用9%)</td> <td>9% (条件不利地域以外供用5%)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>特定基地局用認定設備以外</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>9%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 条件不利地域とは、離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島、豪雪地帯として指定された地</p>	区分	改正前	改正後			令4.4.1から令5.3.31までの間に事業供用	令5.4.1から令6.3.31までの間に事業供用	令6.4.1から令7.3.31までの間に事業供用	特定基地局用認定設備	15%	15% (条件不利地域以外供用9%)	9% (条件不利地域以外供用5%)	3%	特定基地局用認定設備以外	15%	15%	9%	3%	<p>令4.4.1以後に事業の用に供する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用され、同日前に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
区分	改正前			改正後																
		令4.4.1から令5.3.31までの間に事業供用	令5.4.1から令6.3.31までの間に事業供用	令6.4.1から令7.3.31までの間に事業供用																
特定基地局用認定設備	15%	15% (条件不利地域以外供用9%)	9% (条件不利地域以外供用5%)	3%																
特定基地局用認定設備以外	15%	15%	9%	3%																

改正事項	改正の内容	適用時期等								
(措法42の12の6①)	<p>域、辺地、振興山村として指定された地域、小笠原諸島、半島振興対策実施地域として指定された地域、特定農山村地域、沖縄及び過疎地域をいいます。</p> <p>○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</p>	—								
<p>(7) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (措法45①、措令28の9③、改正法附則43①～③、改正措令附則15①②)</p> <p>(措法45①表一、旧措令28の9③、改正法附則43①)</p> <p>(措法45①表一、措令28の9④⑤、措規20の16②、改正法附則43①)</p> <p>(措法45①表一、措令28の9⑤、措規20の16②、改正法附則43①)</p> <p>(措令28の9②二、改正措令附則15③)</p> <p>(措法45②、措令28の9⑩⑫⑭、措規20の16、改正法附則43①)</p>	<p>○ 次表の各措置について、対象法人が沖縄振興法の規定により沖縄県知事の認定を受けた法人で、主務大臣の確認を受けたもの（経済金融活性化特別地区に係る措置については、沖縄県知事の認定を受けた法人）に該当する法人とされるとともに、対象資産が各区域の振興に資する次のものとされました。</p> <table border="1" data-bbox="491 591 1163 978"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 591 794 651">措置</th> <th data-bbox="794 591 1163 651">対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 651 794 786">産業イノベーション促進地域に係る措置(改正前:産業高度化・事業革新促進地域に係る措置)</td> <td data-bbox="794 651 1163 786">認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 786 794 882">国際物流拠点産業集積地域に係る措置</td> <td data-bbox="794 786 1163 882">認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 882 794 978">経済金融活性化特別地区に係る措置</td> <td data-bbox="794 882 1163 978">認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 産業イノベーション促進地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象事業から計量証明業が除外されました。</p> <p>ロ 対象事業にガス供給業が追加され、その対象資産の範囲が、機械装置（ガス供給業の用に供される液化ガス貯蔵設備に限ります。）及び構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するための一定のものでガス供給業の用に供されるものに限ります。）とされました。</p> <p>ハ 製造業の対象資産に構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するための一定のもので製造業の用に供されるものに限ります。）が追加されました。</p> <p>○ 経済金融活性化特別地区に係る措置の対象設備の規模要件について、一の生産等設備を構成する減価償却資産は、その取得価額の合計額が500万円超（改正前：1,000万円超）に、機械装置及び器具備品で、一の生産等設備を構成するものは、その取得価額の合計額が50万円超（改正前：100万円超）に、それぞれ引き下げられました。</p> <p>○ 沖縄の離島の地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象設備の投資規模要件について、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額以上（改正前：1,000万</p>	措置	対象資産	産業イノベーション促進地域に係る措置(改正前:産業高度化・事業革新促進地域に係る措置)	認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産	国際物流拠点産業集積地域に係る措置	認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産	経済金融活性化特別地区に係る措置	認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産	<p>令4.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>ただし、旧措法に定められている各地域の区域においては、令4.4.1から令4.9.30までの一定の期間において、本制度を適用できるよう所要の経過措置が講じられています。</p> <p>令4.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>令4.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p>
措置	対象資産									
産業イノベーション促進地域に係る措置(改正前:産業高度化・事業革新促進地域に係る措置)	認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産									
国際物流拠点産業集積地域に係る措置	認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産									
経済金融活性化特別地区に係る措置	認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産									

改正事項	改正の内容	適用時期等				
(措法45①②、措令28の9①⑧)	<p>円超)のものとなりました。</p> <p>(イ) 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以下の法人(資本又は出資を有しない法人を含み、適用除外事業者及び通算適用除外事業者に該当するものを除きます。また、その法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が1,000万円超の法人に該当するものを除きます。) 500万円</p> <p>(ロ) (イ)又は(ハ)に掲げる法人以外の法人 500万円(新設又は増設による取得等に係るものについては1,000万円)</p> <p>(ハ) 資本金の額又は出資金の額が5,000万円超の法人(適用除外事業者及び通算適用除外事業者を含みます。また、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が5,000万円超の法人に該当する場合における通算法人を含みます。) 2,000万円</p> <p>ロ 中小規模法人が新設又は増設以外により設備の取得等をする場合及び改修のための工事により建物等の取得又は建設をする場合においても適用できることとされ、沖縄振興法に規定する離島の地域の振興に資する一定の場合に限り適用できることとされました。</p> <p>ハ 本措置の適用を受ける場合には、確定申告書等に所定の書類を添付しなければならないこととされました。</p> <p>○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</p>	—				
(8) 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却(旧措法46、旧措令29、旧措規20の18、改正法附則39)	○ 本制度は、廃止されました。	令4.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。				
(9) 倉庫用建物等の割増償却(措法48①、改正法附則43⑤)	<p>○ 割増償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="507 1272 1136 1393"> <thead> <tr> <th>令4.3.31以前の取得等</th> <th>令4.4.1以後の取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	令4.3.31以前の取得等	令4.4.1以後の取得等	10%	8%	<p>令4.4.1以後に取得等をする倉庫用建物等について適用され、同日前に取得等をした倉庫用建物等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
令4.3.31以前の取得等	令4.4.1以後の取得等					
10%	8%					
(10) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例(措令30④、改正措令附則15⑤)	○ 特別償却対象資産について、その事業年度以前の各事業年度において法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたときのその事業年度のその特別償却対象資産に係る特別償却不足額(その特別償却不足額の基因となる特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度がその法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた事業年度前の事業年度である場合におけるその特別償却不足額に限り)又は合併等特別償却不足額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。				
(11) 準備金方式による特別償却制度(措令31②③、改正措令附則15⑦)	○ 特別償却対象資産について、以下のものが定められました。 イ その事業年度以前の各事業年度において法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた場合のその事業年度のその特別償却対象資産に係る特別償却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額の計算方法 ロ 特別償却準備金を積み立てている法人が、その特別償却対象資産についてその事業年度において法人税法上の圧縮記帳の適用を受ける場合における圧縮限度額の計算方法	同上				

II 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 海外投資等損失準備金（措法55①、措令32の2①⑥、改正法附則39）</p> <p>（措法55①）</p>	<p>○ その内国法人が通算法人である場合におけるその内国法人との間に通算完全支配関係がある一定の他の通算法人を対象となる特定法人から除外する等の改正が行われました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(2) 特定災害防止準備金（旧措法56、旧措規21の5、改正法附則44、改正措規附則8②）</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令4.3.31を含む事業年度終了の日（以下「基準日」といいます。）において特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けている法人（基準日後に他の者から一定の特定廃棄物最終処分場の移転を受ける法人を含みます。）について、所要の経過措置（令4.4.1から令6.3.31までの間に開始する事業年度においては廃止前の準備金積立率（60%）による積立てが認められ、令6.4.1から令11.3.31までの間に開始する各事業年度においては廃止前の準備金積立率（60%）に対して1年ごとに6分の1ずつ縮小した率による積立てが認められます。）が講じられています。</p> </div>	
<p>(3) 保険会社等の異常危険準備金（措令33の2④、改正措令附則12、16）</p> <p>（措令33の2④、改正措令附則12）</p>	<p>○ 保険の種類について、火災保険等を次のイからハまでの保険の区分とすることとされました。</p> <p>イ 火災保険及び風水害保険</p> <p>ロ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険</p> <p>ハ 賠償責任保険</p> <p>○ 火災保険等に係る特例積立率について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 火災保険及び風水害保険に係る特例積立率について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(i) 特例積立率が10%（改正前：6%）に引き上げられました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、同日以後最初に開始する事業年度開始の日における左記イからハまでの保険に係る前期から繰り越された異常危険準備金の金額は、その開始の日の前日を含む事業年度終了の日における火災保険等に係る異常危険準備金の金額に、その事業年度における正味収入保険料に占める左記イからハまでの保険の保険料の割合を乗じて計算した金額とされています。</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措令33の2㉔)	<ul style="list-style-type: none"> ㉒ 特例積立率の適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。 ㉓ 賠償責任保険に係る特例措置が廃止されました。 ㉔ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険に係る特例積立率の適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。 ㉕ 火災共済に係る特例積立率の適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。 	<p>されます。</p> <p>—</p> <p>令4.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p>
(4) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金 (措令34①、改正措令附則12) (措法58①②)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる鉱物から、国外にある石炭、亜炭及びアスファルトが除外されました。 ○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。 	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
(5) 農業経営基盤強化準備金 (措法61の2①、改正法附則1十一)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用対象となる事業者が基盤強化法等改正法による改正後の農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域において農業を担う一定の者とされました。 	<p>基盤強化法等改正法の施行の日から施行されます。</p> <p>なお、基盤強化法等改正法は令和4年5月9日現在において公布されていません。</p>

Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法64③⑩、措令39⑳～㉒、改正法附則47①）	○ 収用等のあった日を含む事業年度前の事業年度において代替資産となるべき資産の取得等をしている場合に同日を含む事業年度において本制度を適用できること及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後にされる収用等に係る代替資産となるべき資産について適用されます。
(2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65③、措令39の2⑨、改正法附則47①）	○ 換地処分等のあった日を含む事業年度前の事業年度において代替資産となるべき資産の取得等をしている場合に同日を含む事業年度において本制度を適用できること及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後にされる換地処分等に係る代替資産となるべき資産について適用されません。
(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措令39の4④、改正措令附則1七） (措法65の3①七、措規22の4①七、改正法附則1十一イ、47②、改正措規附則1五)	○ 文化財保護法、自然公園法又は自然環境保全法に係る措置について、その適用対象となる地方独立行政法人に土地が買い取られる場合におけるその地方独立行政法人の範囲を博物館法に規定する公立博物館又は指定施設に該当する博物館又は植物園の設置及び管理を行うことを主たる目的とする地方独立行政法人とすることとされました。 ○ 農用地利用規程の特例に係る措置について、地域計画の特例に係る区域内にある農用地がその農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合の措置に改組されました。	博物館法の一部を改正する法律の施行の日（令5.4.1）から施行されます。 基盤強化法等改正法の施行の日以後に土地等が買い取られる場合については、従来どおり適用されます。 なお、基盤強化法等改正法は令和4年5月9日現在において公布されていません。
(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①二十五、措規22の5①二十九、改正法附則1十一イ、47⑤、改正措規附則1五）	○ 適用対象となる農用地区域内にある農用地が協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合について、その農用地が地域計画の区域内にある場合に限ることとされました。	同上
(5) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の5①二、措令39の6②、措規22の6②四イ、改正法附則1十一イ、47⑦、改正措令附則18、改正措規附則1五）	○ 農用地利用集積計画に係る措置について、農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業推進法の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合の措置に改組されました。	基盤強化法等改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 なお、基盤強化法等改正法は令和4年5月9日現在において公布さ

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(旧措法65の5①三、旧措規22の6②④六、改正法附則47⑨)</p> <p>(旧措法65の5①四、旧措令39の6③、旧措規22の6③④七、改正法附則47⑩)</p>	<p>○ 適用対象から、次に掲げる場合が除外されました。</p> <p>イ 特定農山村法の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合</p> <p>ロ 林業経営基盤強化等法の規定による都道府県知事のあつせんにより、認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡をした場合</p>	<p>れていません。</p> <p>令4.4.1前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1前に行った土地の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 (旧措法65の10①二、旧措規22の8①二、改正法附則47⑪)</p>	<p>○ 適用対象から、集落地域整備法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、その交換分合により土地等の取得をした場合が除外されました。</p>	<p>令4.4.1前に行った交換分合による土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例 (旧措法66の2、旧措令39の10の2、旧措規22の9の2、改正法附則47⑫)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>土地等の取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に行った他の土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>

IV 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 外国税額の控除 (法69 ⑰⑳三・㉑㉒～㉓、法規30の5、改正法附則12)</p>	<p>○ 通算制度における外国税額控除制度について、次の見直しが行われました。</p> <p>イ 適用事業年度の当初申告税額控除額を税額控除額とみなす措置を適用しないことによってその適用事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、原則として、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなすこととされました。</p> <p>ロ 対象事業年度（以下のニの説明が行われた日の属するものに限り、）の期限内申告書に添付された書類にその対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が以下のニの説明の内容と異なる場合には、その対象事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しないこととされました。</p> <p>ハ 対象事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しないことによってその対象事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすこととされました。</p> <p>ニ 法人税に関する調査を行った結果、通算法人（通算法人であった内国法人を含みます。以下同じです。）の各事業年度（確定申告書の提出期限が到来していないものに限り、）において税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額に係る調整措置を適用すべきと認める場合には、国税庁等の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容（その措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含みます。）を説明するものとされました。</p> <p>ホ 質問検査等を行った通算法人について税務代理人がある場合において、その通算法人の同意があるときは、通算法人への上記ニの説明に代えて、税務代理人へ説明を行うことができることとされました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(2) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置の見直し (法令119の3⑩二、改正法令附則6⑤)</p>	<p>○ 適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の判定において、子法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（以下「直前事業年度」といいます。）終了の日の翌日から対象配当等の額を受ける直前の時までの期間内にその子法人の利益剰余金の額が増加した場合に、その翌日からその対象配当等を受ける時までの期間内に受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその翌日以後であるときは、対象配当等を受ける直前の子法人の利益剰余金の額から直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額等を証する書類の保存を要件として、直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に期中に増加した利益剰余金の額として計算した金額を加算することができることとされました。また、その加算を行った場合には、特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額についても、同様に期中に増加した利益剰余金の額として計算した金額を加算することとされました。</p>	<p>令2.4.1以後に開始した事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令119の3④、改正法令附則6⑤)	<p>○ 適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置等について、次のいずれかに該当する場合には適用しないこととされました。</p> <p>イ 対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に子法人との間にその子法人による特定支配関係があった法人（以下「孫法人等」といいます。）の全てがその設立の時からその基準時（その基準時前に特定支配関係を有しなくなった孫法人等にあつては、最後に特定支配関係を有しなくなった時の直前をいいます。）まで継続してその子法人との間にその子法人による特定支配関係がある法人（以下イにおいて「継続関係法人」といいます。）である場合（その子法人又はその孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除きます。）</p> <p>ロ 次のいずれにも該当する場合</p> <p>(イ) その親法人と孫法人との間に、その孫法人の設立の時からその孫法人から子法人に支払う配当等の額に係る基準時まで継続して親法人による特定支配関係がある場合</p> <p>(ロ) その基準時以前10年以内にその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係があった法人（以下「ひ孫法人等」といいます。）の全てがその設立の時からその基準時（その基準時前に特定支配関係を有しなくなったひ孫法人等にあつては、最後に特定支配関係を有しなくなった時の直前をいいます。）まで継続してその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係がある法人（以下ロにおいて「継続関係法人」といいます。）である場合（その孫法人又はそのひ孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除きます。）</p> <p>適用に当たっての注意点</p> <p>今回の改正については、過去に遡って適用されます。</p> <p>既に行った申告に次の誤りがあると認められることとなった場合には、更正の請求の手續により更正を求めることができます（通法23）。</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含みます。）。</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含みます。）。</p> <p>(注) 更正の請求には、請求の理由の基礎となる事実を証明する書類の添付が必要です。</p>	同上
(3) 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得（法令145の3②）	○ 金融商品取引法に規定する外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得が、国外源泉所得である国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得に含まれないことが明確化されました。	—
(4) 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（法令177②二）	○ 金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得が、国内源泉所得である国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得に含まれないことが明確化されました。	—
(5) 対象純支払利子等に係る課税の特例（措法66の5の2⑧～⑩、旧措法66の5の3⑤、改正法附則39）	○ 外国法人の法人税の課税対象とされる次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額が本制度の適用対象に追加されました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例 (措令39の14の3①一、措規22の11①～⑤、改正措令附則19)</p>	<p>○ 特定外国関係会社等の判定における保険委託者特例に関する「一の保険会社等」及び「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等（内国法人で保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に該当するものをいいます。以下同じです。）」によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である旨の要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 「一の保険会社等」の範囲に保険会社等に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている内国法人（保険会社等を除きます。以下「判定対象内国法人」といいます。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものが追加されました。</p> <p>(イ) 判定対象内国法人が、専ら判定対象内国法人等（その保険会社等並びにその判定対象内国法人及びその保険会社等に係る他の判定対象内国法人をいいます。）によってその発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有されている保険業又はこれに関連する事業を主たる事業とする外国関係会社（その判定対象内国法人によってその発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有されているものに限りません。以下同じです。）の経営管理及びその附帯業務を行っていること。</p> <p>(ロ) その保険会社等に係る他の判定対象内国法人（外国関係会社の発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有するものに限りません。以下同じです。）が、専らその外国関係会社の経営管理及びその附帯業務を行っていること。</p> <p>ロ 「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」の範囲に保険会社等に係る他の判定対象内国法人で、専ら外国関係会社の経営管理及びその附帯業務を行っているものが追加されました。</p>	<p>外国関係会社の令4.4.1以後に開始する事業年度に係る適用対象金額等について適用され、外国関係会社の同日前に開始した事業年度に係る適用対象金額等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例 (旧措法67の16の2、旧措令39の33の3、旧措規22の19の3の2、改正法附則49)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>外国法人の令4.1.1前に開始した事業年度の国内源泉所得については、従来どおり適用されます。</p>

V その他の改正

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 資本金等の額 (法令8①十八・十九、改正法令附則2)	○ 資本の払戻しを行った場合の減資資本金額又は出資等減少分配を行った場合の分配資本金額について、次のとおり見直しが行われました。 イ その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等減少額を限度とすることとされました。 ロ 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合の減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類株式の種類資本金額を基礎として計算することとされました。	— 令4.4.1以後に資本の払戻し等を行う場合について適用されま す。
(2) 所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等 (法令23①四・五、改正法令附則3)	○ 資本の払戻し又は出資等減少分配が行われた場合のみなし配当等の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等又は分配対応資本金額について、次のとおり見直しが行われました。 イ その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等減少額を限度とすることとされました。 ロ 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるのみなし配当等の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しに係る各種類株式の種類資本金額を基礎として計算することとされました。	— 令4.4.1以後に資本の払戻し等を行う場合について適用されま す。
(3) 還付金等の益金不算入 (法26④、法38③、改正法附則9)	○ 本制度の対象となる通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額が除外されました。 なお、法第38条第3項((法人税額等の損金不算入))に規定される通算税効果額の範囲も同様となります。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されま す。
(4) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入 (法42①⑤、法令79の2、改正法附則10①) (法令79四、改正法令附則4①)	○ 国庫補助金等の交付を受けた日の属する事業年度前の事業年度においてその交付の目的に適合する固定資産の取得又は改良をしている場合に同日の属する事業年度において本制度を適用できること及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。 ○ 対象となる国庫補助金等の範囲に、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第29条第1号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金が追加されました。	令4.4.1以後に交付を受ける国庫補助金等に係る固定資産について適用され、同日前に交付を受けた国庫補助金等に係る固定資産については、従来どおり適用されます。 令4.4.1以後に交付を受ける助成金について適用されます。
(5) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入 (法45①⑤、法令82の3、改正法附則10②)	○ 工事負担金の交付を受けた日の属する事業年度前の事業年度においてその事業に必要な施設を構成する固定資産を取得している場合に同日の属する事業年度において本制度を適用できること及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後に交付を受ける金銭又は資材に係る固定資産について適用され、同日前に交付を受けた金銭又は資材に係る固定資産については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(6) 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法46①④、法令83の4、改正法附則10③)	○ 賦課金の納付を受けた日の属する事業年度前の事業年度においてその事業の用に供する固定資産の取得又は改良をしている場合に同日の属する事業年度において本制度を適用できると及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後に賦課に基づいて納付される金額に係る固定資産について適用され、同日前に賦課に基づいて納付された金額に係る固定資産については、従来どおり適用されます。
(7) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法47①⑤、法令85①、改正法附則10④)	○ 保険金等の支払を受けた日の属する事業年度前の事業年度において代替資産又は損壊資産等の取得又は改良をしている場合に同日の属する事業年度において本制度を適用できると及びその場合の圧縮限度額の計算方法が定められました。	令4.4.1以後に支払を受ける保険金等に係る代替資産又は損壊資産等について適用され、同日前に支払を受けた保険金等に係る代替資産又は損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産については、従来どおり適用されます。
(8) 不正行為等に係る費用等(法55③、法令111の4①、184①十四・⑤表、法規25の10、60の4表、改正法附則1三ロ、11、改正法令附則1、改正法規附則1二イ)	○ 隠蔽仮装行為に基づき確定申告書(その申告に係る法人税についての調査があったことによりその法人税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除きます。以下同じです。)を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の前年度の額(資産の取得に直接に要した一定の額を除きます。以下同じです。)、費用の額及び損失の額は、その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類によりその原価の額、費用の額又は損失の額の基となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合等の一定の場合に該当するその原価の額、費用の額又は損失の額を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。	令5.1.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(9) 支配関係5年継続要件の見直し(法令112の2③二、法令131の8①二、法令131の19①、改正法令附則5、7、8)	○ 共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金額の切捨て、共同事業性がない場合等の損益通算の対象となる欠損金額の特例及び通算法人の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の適用除外となる要件のうち支配関係5年継続要件について、次の見直しが行われました。 イ 通算承認日の5年前の日後に設立された通算親法人についての要件の判定は、他の通算法人のうち最後に支配関係を有することとなった日(改正前:設立日)の最も早いものとの間で行うものとされました。 ロ 要件の判定を行う通算法人等が通算承認日の5年前の日後に設立された法人である場合の支配関係5年継続要件の特例について、次の見直しが行われました。 (イ) 通算子法人の判定において、自己を合併法人とする適格合併で他の通算子法人の支配関係法人(通算法人を除きます。)を被合併法人とするもの等が特例の適用から除外される組織再編成に追加されました。 (ロ) 特例の対象となる組織再編成に通算グループ内の法人間の組織再編成が追加されました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(10) 移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合	○ 通算子法人(主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないことにより通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける法人を除きます。以下同じです。)の離	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されま

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例（法令119の3⑥～⑧、法規27①、改正法令附則6①～④、改正法規附則2）</p>	<p>脱時等にその通算子法人の株式を有する各通算法人の全てがその子法人株式に係る資産調整勘定等対応金額について離脱時等の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付し、かつ、その各通算法人のいずれかがその計算の基礎となる事項を記載した書類を保存している場合には、離脱時等に子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価純資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができる措置が講じられました。</p>	<p>す。 なお、離脱する通算子法人が連結納税制度から通算制度に移行した法人である場合には、連結完全支配関係を有することとなった日以前に取得したその法人の株式に係る資産調整勘定等対応金額を簿価純資産価額に加算することができることとされています。 また、連結納税制度から通算制度に移行した親法人が、令4.4.1以後最初に開始する事業年度終了の日までに、連結内適格合併に係る被合併法人の株式に係る資産調整勘定等対応金額につきこの経過措置の適用を受ける旨等を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その連結内適格合併に係る合併法人の株式に係る左記の加算措置の適用については、その被合併法人の株式に係る資産調整勘定等対応金額について、通算内適格合併に係る被合併法人調整勘定対応金額と同様、左記の加算措置の対象とする経過措置が講じられています。</p>
<p>(11) 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益（法令131の15①一二、改正法令附則8）</p>	<p>○ 時価評価資産から最初通算事業年度開始の日の5年前の日以後に終了する事業年度において法第46条第1項((非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入))の規定の適用を受けた減価償却資産が除外されました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(12) 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益（法令131の17③一・四、改正法令附則8） （法令131の17③二・三、改正法令附則8）</p>	<p>○ 上記(11)と同様の改正が行われました。 ○ 時価評価資産に帳簿価額1,000万円未満の営業権が追加されました。</p>	<p>同上 同上</p>
<p>(13) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（法令133、法規27の17、改正法令附則9）</p>	<p>○ 対象資産（使用可能期間が1年未満であるものを除きます。）から貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供した減価償却資産が除外されました。</p>	<p>令4.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産について</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
		は、従来どおり適用されます。
(14) 一括償却資産の損金算入(法令133の2①③、法規27の17の2、改正法令附則9)	○ 対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。)の用に供した減価償却資産が除外されました。	同上
(15) 電子情報処理組織による申告(法75の4①、法規36の4⑤)	○ 電子情報処理組織を使用する方法により確定申告書等に記載すべきものとされている事項を提供しなければならない法人の添付書類記載事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法が除外されました。	令4.4.1から施行されます。
(16) 欠損金の繰戻しによる還付(法80⑦、改正法令附則13)	○ 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額の計算上、通算対象外欠損金額から控除する金額が、通算対象外欠損金額のうち災害損失欠損金額の繰戻しにより還付を受ける金額の計算の基礎とするものとされる等の所要の整備が行われました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(17) 協同組合等の範囲(法別表第三、改正法令附則1七)	○ 協同組合等の範囲に労働者協同組合連合会が追加されました。	労働者協同組合法の施行の日(令4.10.1)から施行されます。
(18) 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額(措法42の14①、改正法令附則39)	○ 対象となる税額控除に以下のものが追加されました。 イ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の9①) ロ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の10②) ハ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の11②) ニ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の6②)	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(19) 法人課税信託の受託者等に関する通則(措令1の2③、改正法令附則1)	○ 法人課税信託の受託法人の沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度における一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の最低限度額を2,000万円とすることとされました。	令4.4.1から施行されます。
(20) 沖縄の認定法人の課税の特例(措法60①表一、改正法令附則45①) (措法60①表二、改正法令附則45①) (措法60②)	○ 情報通信産業特別地区に係る措置の適用対象となる法人について、沖縄振興法に規定する認定法人のうち主務大臣の確認を情報通信産業振興計画の提出の日から令和7年3月31日までの間に受けたものに該当する内国法人とされました。 ○ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の適用対象となる法人について、沖縄振興法に規定する認定法人のうち主務大臣の確認を国際物流拠点産業集積計画の提出の日から令和7年3月31日までの間に受けたものに該当する内国法人とされました。 ○ 経済金融活性化特別地区に係る措置について、認定期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。	令4.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同上 —

改正事項	改正の内容	適用時期等
(21) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61①）	○ 指定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	—
(22) 交際費等の損金不算入（措法61の4①、改正法附則39） （措法61の4②二、措令1の2③表、改正法附則39） （措法61の4③⑤、改正法附則39） （措法61の4①）	<p>○ 通算法人又はその通算法人の適用年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人の同日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合は、その通算法人及び他の通算法人の全ての法人が支出する交際費等の額の全額が損金不算入とされました。</p> <p>○ 通算法人又はその通算法人の適用年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次のイからハまでの法人又は受託法人に該当する場合は、その通算法人及び他の通算法人の全ての法人が定額控除限度額の特例を適用できないこととされました。 イ その適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ロ その適用年度終了の日において、大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人 ハ その適用年度終了の日において、普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（ロに掲げる普通法人を除きます。）</p> <p>○ 定額控除限度額の特例について、通算法人の定額控除限度額が、年800万円を各通算法人が支出する交際費等の額の比で配分した金額とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>—</p>
(23) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例（措法66の11の4③④六・七、措令39の23の2③、措規22の12の2③、改正法附則39、改正措規11）	○ 通算法人に係る欠損金の通算の特例について、各通算法人への非特定超過控除対象額の配賦は、非特定欠損控除前所得金額から本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなるその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金相当額を控除した金額（改正前：非特定欠損控除前所得金額）の比によることとする等の規定の整備が行われました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(24) 銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例（措法66の11の5、改正法附則39）	○ 銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例が措法に規定されました。この規定された内容は次のとおりです。 イ 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和14年3月31日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越期間の制限はないものとされます。 ロ 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和18年3月31日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越控除制度における損金算入限度額はその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とすることとされます。	同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(25) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用 (措法66の12①、改正法附則39)</p> <p>(措令39の24、改正措令附則1)</p> <p>(措法66の12①、改正法附則39)</p> <p>(措法66の12②、改正法附則39)</p> <p>(措法66の12①)</p>	<p>○ 不適用措置の適用除外となる欠損金額に、銀行等保有株式取得機構の欠損金額が追加されました。</p> <p>○ 不適用措置の対象から除かれる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に敷地分割組合が追加されました。</p> <p>○ 不適用措置の適用対象に、通算子法人の清算中に終了する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度が追加されました。</p> <p>○ 通算法人が協同組合等に該当する場合又は清算中に終了する事業年度等において欠損金額が生じた場合に、その事業年度終了の日においてその通算法人と間に通算完全支配関係がある他の通算法人が大通算法人であるときは、その通算法人のその事業年度及び当該他の通算法人の同日に終了する事業年度については、欠損金の繰戻しによる還付制度における全体計算において欠損金額を配賦しないこととされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>同上</p> <p>令4.4.1から施行されます。</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されません。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(26) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例 (措法66の13⑫、措令39の24の2⑫、措規22の13⑨)</p> <p>(措令39の24の2①、改正措令附則20)</p> <p>(措法66の13⑫～⑯、措令39の24の2⑫～⑯、改正法附則39)</p> <p>(措法66の13①)</p>	<p>○ 一定の事由に該当することとなった場合に特別勘定を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年(令和4年3月31日以前に取得をした特定株式にあっては、5年)(改正前：5年)とされました。</p> <p>○ 特定事業活動に係る証明の要件について、その株式の保有が払込みによる取得の日から3年(改正前：5年)を超える期間継続する見込みであることとされました。</p> <p>○ 通算法人について、損金算入額の上限となる所得基準額が調整前通算所得基準額に相当する金額(その金額が125億円を超える場合には、125億円)とされるとともに、他の通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当初申告額と異なる場合であっても、当該他の通算法人の通算前所得金額又は通算前欠損金額を当初申告額に固定する措置など、所要の整備が行われました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>令4.4.1以後に取得する株式について適用され、同日前に取得した株式については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されません。</p> <p>—</p>
<p>(27) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (措法67の5①、措令39の28②③、措規22の18、改正法附則48)</p> <p>(措法67の5①、改正法</p>	<p>○ 対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。)の用に供した減価償却資産が除外されました。</p> <p>○ 本制度の適用対象となる中小企業者等から通算法人が除外</p>	<p>令4.4.1以後に取得等をする少額減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした少額減価償却資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>令4.4.1以後に開始</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
附則39) (措法67の5①)	されました。 ○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	する事業年度分の法人税について適用されま ず。 —
(28) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例(措 法68の2、改正法附則 50) (措法68の2)	○ 対象となる合併から出資を有しない法人のみで行う合併が 除外されました。 ○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。	令4.4.1以後に行われ る合併について適用 され、同日前行われ た合併については、従 来どおり適用されま ず。 —